

公的資格の取得プロセスの簡素化（海技士）

- 今般の国土交通省の告示改正により、自衛隊の船舶を運航するために必要な部内資格（運航3級以上）の保有者が海上自衛隊第1術科学校に令和9年度に新設予定の教育コースを修了した場合、国家資格である3級海技士（航海）の筆記試験を免除。

海技士資格取得手続の簡素化に係る取組

【海技資格取得の流れ】

海上自衛官による海技資格取得にあたっては、

- ①乗船履歴の認定、
 - ②筆記試験の免除、
 - ③受験機会の拡充、
 - ④免許講習の登録
- などの措置を行ってきたところ、**更なる簡素化について検討中。**

資格取得希望者

【受験資格】

一定期間の乗船経験（乗船履歴）が必要

【海技士国家試験】

筆記試験

身体検査

口述試験

【免許講習】

消火講習、救命講習等の受講が必要

海技免状

①

自衛隊における乗船履歴で認定される場合を拡大

②

自衛隊における教育修了をもって筆記試験を免除

③

自衛隊部隊での臨時試験など受験機会を拡充

④

自衛隊における部内教育により一部講習を免除